

## 「保育コンソーシアムあいち」 サテライト・センター運営規程

### 第1章 総則

#### (設置・目的)

第1条 この規程は、「基幹保育者養成のための共同教育事業」推進のためにおかれる「サテライト・センター」（以下「センター」という）設置とその運営について定める。

### 第2章 サテライト・センター組織・役割

#### (所掌事項)

第2条 センターは、次の業務に従事する。

- ① 「共同教育事業」の統括業務に関すること。
- ② 「サテライト教室」の運営管理に関すること。
- ③ 「遠隔講義システム」運用管理に関すること。
- ④ その他、共同教育事業に関すること。

#### (職員の配置)

第3条 本センターに次の職員を置き、それぞれの業務に従事する。

センター職員（非常勤職員）

センター及び各大学に配置する。

その他、臨時発生する業務に対応するため臨時に職員を雇用することがある。

2 職員の勤務は、9時から17時までとし、代表校の就業規則に準ずる。

### 第3章 「サテライト教室」等の設置・運営

#### (「サテライト教室」等の設置)

第4条 本事業の効率的・効果的事業推進のため、「教室」を置き「遠隔地講義システム」を設置する。

#### (「教室」等の利用)

第5条 「教室」等の利用は、本事業の目的である「保育者養成教育」並びに「保育者の資質向上」に関する目的を持つものとし、それ以外の目的外利用は認められない。

2 「教室」等を使用しようとする者は、原則として1か月前までに所定の様式にて、届けなければならない。

#### (利用者)

第6条 「教室」等を利用できる者は、前条の使用目的であって、次の者とする。

- 1) 協定連携大学
- 2) 協定ステークホルダー

3) その他、使用が適当と判断される者

(申請と許可)

第 7 条 「教室」を使用しようとする者は、3 か月前までにセンターへ申請し、許可を得なければならない。

2 センターは、申請者の使用目的と「教室」使用状況を確認し、速やかに「使用上の順守事項」とともに、許可を通知するものとする。

(利用日・時間)

第 8 条 「教室」利用できる曜日及び時間は、平日の 9 時より 17 時までを原則とする。

2 前項の定めにかかわらず、連携大学事務担当者の管理において使用する場合は、平日以外の 9 時から 20 時まで時間帯において利用することができる。

(教室利用経費負担)

第 9 条 「教室」使用料は無料とし、徴収しない。

ただし、構成団体の使用に伴う教材等の「消耗品費」は、実費負担するものとする。

(その他)

第 10 条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日付けで制定し、同日より発効する。